

「子ども・子育て支援新制度」の概要について

国は、平成27年4月から、幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大と確保および地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」の実施を予定しています。

新制度では、保育園、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付制度等の創設や、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブなど、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の拡充などを柱としています。

市においては、「子ども・子育て支援新制度」の実施に向け、平成27年度から31年度までの5か年を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新制度を計画的に推進することになります。

1. 新制度の概要

◆新制度の3つのポイント

- ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ・保育の量的拡大・確保
- ・地域の子ども・子育て支援の充実

◆新制度の全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

- ・施設型給付・・・保育園、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付
- ・地域型保育給付・・・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- 子ども・子育て家庭等を対象し、市が地域の実情に応じて実施する事業
- ・放課後児童クラブ、つどいの広場、一時預かり事業等、13事業

2. 新制度での新たな考え方

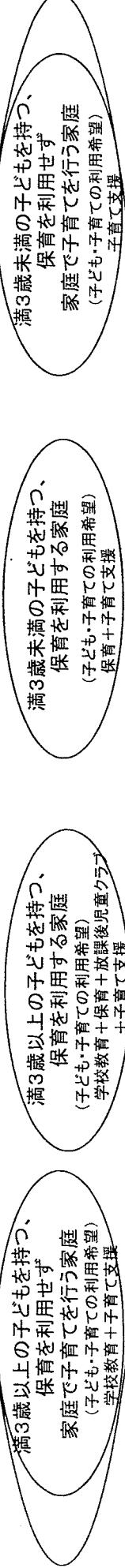
新制度では、保育園、幼稚園、認定こども園の利用について、児童の年齢や保護者の就労時間等に応じた、就学前児童に対する支給認定を行う必要がある。

- (1) 1号認定…満3歳以上の子どもに対する学校教育
- (2) 2号認定…満3歳以上の子どもに対する保育
- (3) 3号認定…満3歳未満の子どもに対する保育

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要



需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

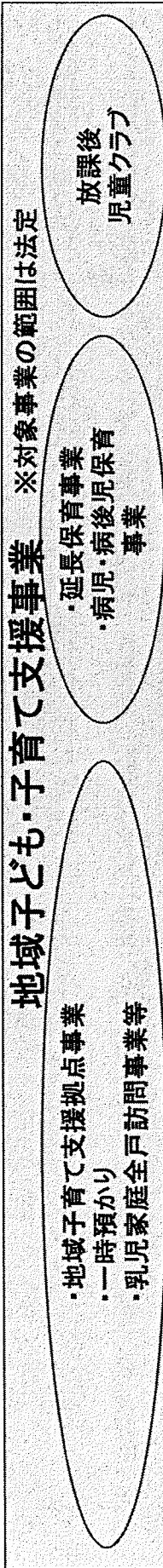
子どもための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

(参考1) 現行制度における保育所入所までの一般的な流れ

○4月1日入所のパートーン(年度途中も、概ね同じ流れ)

※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる

事前相談(市町村等)・保育所見学(各保育所)

10月～11月

入所申込み(市町村)

※概ね12月半から1月末にかけて申込みを締めきり、その後、選考を実施

審査・調査

入所選考会議

※2次選考なども実施

2月

①入所承諾(内定)
②入所不承諾(保留)

※概ね2月半から2月末にかけて決定・通知

4月

入所

保留
(入所待機)

〔○市町村と契約、保育料を市町村に対して支払い〕

概ね以下の書類を添付して、「希望する保育所」とともに申込み

・「保育に欠ける」旨を証明する書類
・所得証明(源泉徴収票等)

会議において、各市町村が定める入所選考基準に基づき、「保育に欠ける」かどうかを保育所ごとに選考を実施。その際、特に待機児童が多い市町村などでは、調整指數を用いた選考を行ふことが一般的。

①保育所入所承諾書を所得に応じて決定した保育料額とともに送付
②入所不承諾(保留)書を、認可外保育施設の情報、助成制度の案内等とともに送付

○その後も、有効期限内に、希望保育所の定員に空きが生じ次第、随時選考

※有効期限は市町村によって異なる(1年間又は6ヶ月間としている例が多い)

○保護者は、保留中は、他の施設を利用するなどして入所待機
・家庭的保育
・認可外保育施設
・育児休業の延長
・自宅待機

(参考2) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子ども全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
○ 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
○ 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。

[保護者] 保育の必要性の認定の申請

[市町村] 保育の必要性の認定・認定証の交付

[保護者] 保育利用希望の申込
〔希望する施設名
〔などを記載〕

[市町村] 利用調整

[市町村] 利用可能な施設のあつせん・要請など

私立保育所を利用する場合

保護者と市町村の契約

- ・保育料は市町村へ支払
- ・市町村から保育所へ委託費を支払

認定こども園・公立保育所を利用する場合

保護者と施設・事業者の契約

- ・保育料は施設・事業者へ支払い
〔公立保育所は施設の設置者が市町村〕
- ・市町村から施設・事業者へ施設型給付又は地域型保育給付を支払(法定代理受領)

保育の利用